平成２４年（再イ）第１７号
山形県上山市弁天１丁目２番21号
再生債務者　菅野　義則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第５４号
長野県長野市川中島町上氷鉋1361番地、前住所神奈川県秦野市堀川63番地
再生債務者　水島亜紀子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再イ）第５号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3271番地６
再生債務者　堀内　信治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２４年（再イ）第１６号
長野市松岡２丁目16番14号
再生債務者　牧　　新吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第１５号
長野県諏訪郡下諏訪町10778番地３
再生債務者　白鳥　公人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（再イ）第５９０号
大阪市淀川区十八条２丁目８番29号
再生債務者　本野　一重
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第７５号
北九州市小倉北区片野１丁目16番11―703号
再生債務者　山本　英貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第１４号
佐賀県唐津市浦5044番地７
再生債務者　渡邊　彩子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（再イ）第３２号
宮崎市堀川町171番地
再生債務者　川久保年子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第３５５号
札幌市東区北28条東６丁目２番28号
再生債務者　最相　正広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第８号
宮城県柴田郡大河原町大谷字後田41番地１
再生債務者　菅野　　勉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（再イ）第８号
秋田県仙北郡美郷町六郷字白山124番地
再生債務者　煙山　栄司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（再イ）第２０号
和歌山県橋本市隅田町芋生461―２
再生債務者　栢本　浩幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再イ）第６７号
広島市安佐南区長束西５丁目６番２号
再生債務者　濱口　　顕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第６８号
広島市安佐南区長束西５丁目６番２号
再生債務者　濱口　真弓
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
広島地方裁判所民事第４部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 70 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年３月７日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年３月 22 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
１、承認番号　第D132号
２、名称　株式会社デジアイズ
３、住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
４、特定計量器の種類　非自動はかり

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号
道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成 25 年３月 22 日
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直